

令和5年

第7回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和5年7月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和5年 第7回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和5年第7回阿賀野市農業委員会総会は、令和5年7月31日(木) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1 番 本 田 充	3 番 齋 藤 正 人	4 番 曾 我 憲 司
5 番 渡 辺 隆	6 番 上 松 千 恵	7 番 本 間 多佳子
8 番 皆 川 光 浩	11 番 菅 井 茂	12 番 渡 邊 悟
13 番 笠 原 尚 美	14 番 小 林 章 男	15 番 見 尾 田 正 行

○推進委員

1 番 渡 邊 聡	2 番 辻 繁 雄	3 番 圓 山 徳 明
4 番 塩 田 亨	5 番 那 須 野 一 吉	6 番 五十嵐 和 則
7 番 小 林 隆 司	8 番 伊 藤 剛 栄	9 番 齋 藤 広 範
10 番 長谷川 政 男	11 番 松 崎 学	

3 欠席委員

○農業委員 2 番 中 村 孝 幸 10 番 齋 藤 瑞 穂

○推進委員 な し

4 遅参委員 9 番 阿 部 萬 紀 夫

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	五十嵐 明彦
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長
(見尾田)

定刻となりましたので、ただ今より令和5年7月定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は12名です。定足数に達しております。

本日の欠席委員は、2番 中村委員、10番 齋藤瑞穂委員の2名であります。なお、9番 阿部委員より遅参する報告がありました。

推進委員の欠席は、ありません。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

12番 渡邊悟委員、13番 笠原委員、14番 小林章男委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員

異議なしと認め、議事録署名委員を12番 渡邊悟委員、13番 笠原委員、14番 小林章男委員にすることに決定しました。

議長
(見尾田)

続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。

会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員

異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。

議長
(見尾田)

本日の書記は、五十嵐局長、大瀧次長、斎藤係長、野崎係長であります。

それでは、日程第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号14番、 使用借権設定による永久転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が山寺字家の下(いえのした)、 地目 台帳・現況がともに田、 地積355㎡です。

転用目的は住宅建設用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和5年8月1日から令和6年5月31日まで。

農地区分につきましては、申請地は笹神地区山寺集落の住宅が連たんしている区域の農地であり、第3種農地と判断いたしました。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、現住居地が道路を挟んで東側にありますが、子どもも大きくなり手狭となってきたため、目の前の土地を使用貸借権設定のうえ住居を建てるものです。

場所につきましては、2・3ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区山寺集落を通る県道470号に申請地は面しています。位置図・案内図の申請地道路挟んで東側に現在の家があります

4ページには、更正図に申請地として太線で囲い濃く塗りつぶして表示しております。

5 ページは住宅の平面図。6 ページはカーポート平面・立面図です

7 ページには土地利用計画図・排水計画図を掲載しています。生活雑排水は前面道路の下水道へ接続、住宅の雨水は浸透枳へ流す計画です。駐車スペースの土間部分の雨水については、趣味スペースや住宅側の地面流れ自然沈下させる計画です。

続きまして、8 ページになります。

受付番号 15 番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が中央町二丁目、地目 台帳・現況がともに畑、地積 99 m²です。

転用目的は境内地拡張敷地（駐車場）、工事期間が、令和 5 年 8 月 1 日から令和 5 年 12 月 20 日までです。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第 3 種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、境内地の駐車場が狭いので隣地を取得し境内地を拡張して駐車場を増やすため購入するものです。

場所につきましては、9・10 ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 羽越本線の上を国道 49 号が通過する付近の南側、お寺の裏手に位置します。

11 ページは更正図で、申請地を塗りつぶして表示しております。

12 ページは土地利用計画図・排水計画図です。

既存境内地 337-1 の一部（327.45 m²）も活用して、砂利敷きで車 10 台分のスペースを確保します。雨水は地下への自然浸透の計画です。

東西にある水路に流れる部分もあると聞いております。

続きまして、13 ページになります。

受付番号 16 番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が下条町、地目 台帳・現況がともに畑、地積 168 m²、これを含めまして、合計 2 筆で 179 m²です。

転用目的は、住宅地の拡張及び通路、工事期間が、令和 5 年 8 月 20 日から令和 5 年 12 月 30 日までです。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第 3 種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、敷地の拡張及び通路として使用するのためのものです。

場所につきましては、14・15 ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 水原駅の東側 300m ほどのところに位置しています。

16 ページは更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。

17 ページは土地利用計画図・排水計画図です。

以前から使用されていたものが南側にあり、顛末書を付けての申請になっております。

隣接する宅地 1591-5（17.81 m²）も一緒に活用します。雨水は東側道路側溝に流れる計画です。

続きまして、18 ページになります。

受付番号 17 番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字中道（なかみち）、地目 台帳・現況がともに田、

地積 109 ㎡、これを含めまして、合計 3 筆で 537 ㎡です。

転用目的は宅地分譲、工事期間が、許可日から令和 5 年 12 月 31 日までです。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第 3 種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、宅地分譲地 3 区画分の造成工事で、先ほどの都市計画法に規定する用途地域であれば、造成工事でも許可できるものです。

場所につきましては、19・20 ページの位置図・案内図をご覧ください。
安田地区 国道 49 号 セブンイレブン阿賀野保田店の北東方向約 150m に位置します。

21 ページは更正図に申請地を太線で囲い濃く塗りつぶして表示しております。

22 ページは土地利用計画図・排水計画図で 3 つの区分けを示しております。
隣接農地への雨水・土砂の流出を防ぐため、3 方向に L 型擁壁を設置、東側にはさらに草留コンクリートを施工し水路等へ被害が及ばないように計画しています。雨水は東側に溜枧を設け、既存排水管を通して排水路に流す計画です。

以上で議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長
(見尾田)

野崎係長ありがとうございました。

1 3 時 4 2 分ただ今 9 番 阿部委員が出席されましたので、出席委員数が 1 3 名になります。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、この案件につきましては、
現地調査を実施しておりますので、現地調査報告をお願いいたします。

1 4 番及び 1 5 番案件について、2 番 中村委員ですが欠席ですので、事務局の説明どおりとさせていただきます。

委員
(曾我)

続きまして、1 6 番案件について、4 番 曾我委員より、現地確認報告をお願いします。

4 番 曾我です。1 6 番案件でございます。1 3 ページになりますが、転用理由といたしまして、事務局の説明通りでございます。

敷地の拡張及び自治会の通路として、利用するということで、ありますが次の 1 5 ページ案内図をご覧ください。色付けされています線一本引かれてるところが通路となってる。その左側に停三会館と倉庫があって停二の集会所がある。どうしても以前から砂利敷きの通路となっていたままだった。

今回敷地の拡張と通路を転用し今後自治会と賃貸借として利用することと、問題ないと見てまいりました。以上でございます。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

続きまして、1 7 番案件について、1 1 番 菅井委員より、現地確認報告をお願いします。

委員
(菅井)

1 1 番 菅井です。宅地分譲地の 3 区画ということでありまして、まず見ていただきたいのは、2 1 ページをを見ていただきますと上の方が三角でとがっていて、下の方が広がっている三角形の土地になります。三角形の別れ

	ぐあいから 22 ページの方を見てもらいますと下の方がアスファルト道路、分かれた田んぼ側の方が農道となって、一段低い道路になっております。 そして、低い道路が農道であります。このところから 3 か所、雨水に関しましては落とす形になっております。少し新しいと思われる山砂があり事前着工しないよう口頭で嚴重注意を行ってきた。その他は問題ないと見てまいりました。以上です。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 現地確認報告が終わりました。これから審議に入ります。 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	(「なし」の声)
議長 (見尾田)	質疑なしと認めます。お諮りします。 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
	続きまして、日程第 4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いいたします。
事務局 (野崎)	議案書の 23 ページをご覧ください。 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明をいたします。 今月は、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が 2 件です。 解約事由は 23 ページの 46 番、47 番とも貸人の都合です。 詳細につきましては、記載のとおりであります。 以上で報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	(「なし」の声)
議長 (見尾田)	質疑なしと認めます ご承知おきをお願いいたします。 以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。

— 14時16分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年7月31日

議事録署名委員 12番

⑩

議事録署名委員 13番

⑩

議事録署名委員 14番

⑩

議長
農業委員会長

⑩